

組 合 報

協同組合アキュミュレーション 広報委員会

2026年 11月 VOL. 124



組合員の皆様へ

鮮やかな紅葉の季節となり、組合員企業のみなさまにおかれましては
益々ご発展のこととお慶び申し上げます。

平素は組合の活動並びに円滑な業務運営に多大なるご支援とご協力をいただき、深く御礼申し上げます。
今号の組合報では、2027年度からの「育成就労制度」導入に伴い、フィリピンからの外国人技能実習生の
最終入国期限（2027年6月末予定）とそれに伴うフィリピン手続き（TIO申請等）の重要なスケジュール
についてお届けいたします。

入国期限からの逆算が必要となるため、今後の採用や面接計画において大変重要な内容となっております。
日々の業務でお忙しいことと存じますが、ぜひご確認いただけますようお願い申し上げます。
朝夕は一段と冷え込む季節となりましたので、どうぞお体を大切にお過ごしください。

【重要】技能実習生の「最終入国期限」とフィリピンTIO申請のタイミングについて

2027年度からの「育成就労制度」の導入に伴い、現行の技能実習生としての日本入国期限は
2027年6月末となる見込みです。

フィリピンからの実習生受入れにおいては、日本国内の手続きに加え、フィリピン政府機関（MWO/DMW）
へのTIO（Technical Intern Offer：求人通知）申請・認証手続きが必須となります。手続きには数ヶ月を
要するため、入国期限から逆算した計画的なご準備をお願いいたします。

■ 面接時期と2027年6月末入国の可能性目安

2026年9月末までに面接実施 → 2027年6月末までの入国はおおむね問題なし

2026年10月末までに面接実施 → 2027年6月末までの入国は「五分五分」

2026年11月末以降に面接実施 → 2027年6月末までの入国は困難となる可能性が高い

■ 受入企業（実習実施者）様へのお願い

添付書類の早期ご提出 登記簿謄本や書類への押印など、公的書類の準備が遅れると
TIO申請自体が後ろ倒しになります。組合からの案内後、速やかなご提出をお願いいたします。

記載内容の事前確認 会社情報や労働条件に変更が生じた場合、書類の再差し替えとなり大幅な
タイムロスが発生します。変更予定がある場合は事前に当組合までご相談ください。

【超重要】フィリピン人材の受入れをご検討中の企業様へ ～技能実習の受付終了と「育成就労」での採用空白期間について～

前項でお伝えした通り、現行の技能実習生としての入国期限（2027年6月末予定）に向け、
フィリピンでの技能実習面接は【2026年10月～11月】が最終ラインとなります。

さらに、2027年4月スタートの「育成就労制度」におけるフィリピンとの2国間協議（MOC締結）
および現地（DMW/MWO）のルール整備には一定の期間を要する見通しです。

過去の特定技能制度のスタート時を考慮すると、育成就労制度下でフィリピン人候補者の面接が
解禁されるのは【早くも2027年7月～10月頃】になると予想されています。

つまり、今回の技能実習の最終面接タイミング（10月～11月）を逃してしまうと、
次にフィリピン人材の面接・採用ができるまで【約1年間の空白期間】が発生してしまうリスクがあります。

★お願い★

今後フィリピンからの新規人材受入れ・増員をご検討・ご予約されている企業様におかれましては、
大至急、当組合担当者までご連絡いただけますようお願い申し上げます！

【重要】育成就労の「事前申請」開始と機構・入管の混雑に伴う早期手続きのお願い

2027年4月1日からの「育成就労制度」本格スタートに向け、出入国在留管理庁および外国人技能実習機構(OTIT)におきましては、2026年9月1日より「育成就労計画の施行日前申請(事前申請)」の受付が開始されております。

これに伴い、現在、外国人技能実習機構の各地方事務所および出入国在留管理局(特に東京入国管理局)の申請窓口・審査部署が【空前の大混雑】となっております。

1. 書類の「受付・受理」段階での大幅なタイムロス:

事前申請の集中により、書類の提出から「受領・受理通知」が出るまでの段階すら、通常より大幅に時間を要する状況が常態化しております。

2. 在留期間更新・計画認定審査の遅延化:

新制度の事前申請と既存の「技能実習生の在留期間更新」や「技能実習計画認定」の審査が重なっており、標準処理期間を大幅に超えて完了まで長期間かかるケースが急増しています。

3. 補正指導(書類修正)対応への影響:

審査現場の過密化に伴い、万が一書類に不備や補正があった場合、その後の再確認にも通常以上の時間がかかるため、許可受領までのタイムロスが致命的となります。

■ 受入企業(実習実施者)様へ緊急のお願い

★「更新手続き・次回申請」はとにかくお早めにご準備ください!★

在留期限ギリギリでの書類提出になりますと、機構や入管での審査が間に合わず、実習生の不法就労状態(オーバーステイ)のリスクが生じるほか、帰国や次回実習へのステップアップスケジュールに重大な支障をきたす恐れがあります。

当組合では、期限に十分な余裕をもって更新手続きのご案内を開始しております。当組合より更新案内や提出書類のご依頼をお送りした際は、可能な限り速やかな書類のご準備とご返送にご協力いただけますよう、お願い申し上げます。

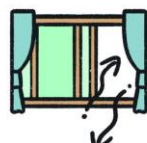
【季節の健康管理】インフルエンザ流行と「秋の花粉症」にご注意ください!

例年、11月に入ると朝晩の冷え込みが一段と厳しくなっています。この季節の変わり目は、受入企業様および実習生のみなさまの健康管理に特に配慮が必要な時期です。

■ インフルエンザの早期予防と体調管理

空気が乾燥し始めるこの季節は、インフルエンザなどのウイルス感染症が流行しやすくなります。

社内での感染拡大を防ぐため、職場での手洗い・うがいの徹底や、アルコール消毒の設置、早めの予防接種の実施をご検討ください。



かんき
換気



ぐあい わる やす
具合が悪いときは休む



つよ からだ
強い体づくり

■ その症状、「風邪」ではなく「秋の花粉症」かも?

「くしゃみや鼻水が止まらない」「目がショボショボする」「微熱っぽい」といった症状がある場合、風邪ではなく「ブタクサ」や「ヨモギ」などの秋の花粉症かもしれません。春のスギ・ヒノキ花粉と異なり、ブタクサ等は 背丈が低く草むらや河川敷・空き地等に多く生えているため、飛散時期にマスクの着用や早めの服薬を行うことが効果的です。実習生の中で体調不良を訴える方がいる場合は、単なる風邪と決めつけず、症状をよく確認して適切な対応を促してあげましょう。



て あら
こまめな手洗い



うがい



せき
咳にはマスク

緊急連絡先

【事務局】 TEL : 048-755-9591 FAX : 048-755-9827

【組合職員携帯】 * 高橋 満千子 080-4467-1738
* 杉戸 070-3667-8667 * 尾崎 090-7019-4221
* モクタン 080-9677-1678
* 高橋龍太郎 080-3088-1839